
第4期様似町障がい者計画
第7期様似町障がい福祉計画
第3期様似町障がい児福祉計画



令和6年3月
様似町

第4期様似町障がい者計画・第7期様似町障がい福祉計画・
第3期様似町障がい児福祉計画

目 次

第1章 計画のあらまし

1. 計画作成の趣旨	2
2. 計画の位置付け	3
3. 計画の期間	3
4. 計画の対象	3
5. 計画の背景	3
(1) 国の動向	3
(2) 北海道の動向	5
(3) 市町村の動向	6

第2章 障がいのある人の状況

1. 身体障がいのある人の状況	9
2. 知的障がいのある人の状況	11
3. 精神障がいのある人の状況	12
4. 障がいのある人の福祉サービスの利用状況など	13
5. 障がいのある子どもの状況	14

第3章 基本的な方針

1. 基本理念	16
2. 施策を推進する基本的視点	16
(1) 社会のバリアフリー化の推進	16
(2) 利用者本位の支援	17
(3) 障がいの特性を踏まえた施策の展開	17
(4) 総合的かつ効果的な施策の推進	17

第4章 重点的に取り組むべき課題

1. 活動し参加する力の向上	19
(1) 病気、事故等の予防・防止と治療・医学的リハビリテーション	19

(2) 福祉用具とユニバーサルデザイン	19
(3) 情報技術（IT）の活用支援	19
2. 活動し参加する基盤の整備	19
(1) 自立生活のための地域基盤の整備	19
(2) 経済自立基盤の強化	19
3. 精神障がい者施策の総合的な取組	20

第5章 分野別施策の基本的方向

1. 啓発・広報	22
(1) 現状と課題	22
(2) 基本方針	22
(3) 施策の基本的方向	22
2. 生活支援	23
(1) 現状と課題	23
(2) 基本方針	23
(3) 施策の基本的方向	23
3. 生活環境	25
(1) 現状と課題	25
(2) 基本方針	26
(3) 施策の基本的方向	26
4. 教育・育成	27
(1) 現状と課題	27
(2) 基本方針	27
(3) 施策の基本的方向	27
5. 雇用・就業	28
(1) 現状と課題	28
(2) 基本方針	28
(3) 施策の基本的方向	28
6. 保健・医療	29
(1) 現状と課題	29
(2) 基本方針	29
(3) 施策の基本的方向	29

第6章 推進体制等

1. 障がい者施策重点実施計画	32
2. 連携・協力の確保	32
3. 計画の評価・管理	32
4. 情報提供	32

第7章 第7期障害福祉計画の策定

1. 計画の目的	34
2. 計画期間	34
3. 計画の位置付け	35
4. 障害福祉サービスの内容	37
(1) 障がい福祉サービス	37
(2) 障がい児支援	39
(3) 地域生活支援事業	39
(4) 自立支援医療	40
5. 成果目標	41
(1) 施設入所者の地域生活への移行	41
(2) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	41
(3) 地域生活支援拠点等の整備	41
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	42
(5) 障がい児支援の提供他姓の整備	43
(6) 相談支援体制の充実・強化	43
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築	44
6. サービスの見込量及び確保のための方策	45
(1) 訪問系サービス	45
(2) 日中活動系サービス	46
(3) 施設・居住系サービス	47
(4) 計画相談支援等	47
(5) 障がい児支援	48
(6) 地域生活支援事業	49
7. 計画の評価	51
(1) P D C Aサイクルの必要性	51
(2) 計画におけるP D C Aサイクル	51

資料編

【資料1】 障がい福祉サービス事業所等一覧表

【資料2】 様似町障がい福祉計画策定委員会委員名簿

第1章 計画のあらまし

第1章 計画のあらまし

1. 計画作成の趣旨

私たちの町は、令和3年度を初年度とした10箇年計画である「第9次様似町総合計画」の中で、「夢と絆を笑顔でつなぐまちづくり」を創生のテーマと掲げ、過疎、人口減少、老後の不安、環境に取り巻く先行きの見えない懸念はありますが、お互いが助け合い、子どもから高齢者まで、誰もが安心して幸せに暮らしていけるよう、理想の夢をもち、町民が絆で結ばれ、未来を次世代へ「つなぐ」ため、様々な施策を推進していくこととしています。

この「第9次様似町総合計画」の中の保健・医療・福祉分野で「健康で幸せな生活をおくるために」を基本方向に「健康づくりの推進」、「地域医療体制の維持」、「地域福祉の推進」、「子育て支援の推進」を基本計画と定めており、その中でも「地域福祉の推進」では、「地域福祉体制の充実」、「高齢者福祉の充実」、「児童福祉の充実」、「介護福祉の充実」、「障がい者福祉の充実」に細分化し、それぞれの推進方向を定めています。

「障がい者福祉の充実」では、ノーマライゼーションの考え方を基に、その理念の普及啓発を図りつつ、自らの意志に基づき地域生活を送るため、それぞれの年代や個々の状況、地域の特性に応じた障がい者向けのサービスを提供できるようサービス体制の充実や社会参加の促進に努めるとともに、障がい者の自立を支援するために、地域の実情に応じ、誰もが障がい者を支援できる地域福祉体制の確立に努めることとしています。

また、令和3年3月に平成28年度から令和2年度までの「第2期様似町地域福祉計画」を見直し、「町民一人ひとりが生き生きと生活し、理想を語る事ができる夢のあるまちづくり」、「充実した福祉政策を推進し、安心して暮らせるまちづくり」、「お互いを尊重し合いながら、絆を大切に作る助け合いのまちづくり」を基本理念として、障がい者・高齢者・母子・児童福祉など、地域福祉を推進するための理念及び指針を定めた、令和3年度から令和7年度までの5箇年計画の「第3期様似町地域福祉計画」を策定しました。

様似町の障がい福祉については、平成30年3月に障がい福祉施策の基本的な方向と主要な施策を示す「第2期様似町障害者計画」を見直し、新たに「第3期様似町障害者計画」（計画期間：平成30年度～令和5年度）を策定し、ノーマライゼーションの考え方を一層定着させ、障害のある人がこの町で安心して暮らすことができるよう、各般の施策の推進を図ってきましたが、この計画も本年度が最終年度となりましたので、新たな「様似町障害者計画」を策定し、地域において必要な障がい福祉サービスの相談支援等が計画的に提供されるための施策を推進していくこととします。

2. 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、町が作成するものです。

また、この計画の作成に当たっては、国が作成する「障害者基本計画」及び北海道が作成する「北海道障害者基本計画」との整合性を図るとともに、「様似町総合計画」の基本計画及び「様似町地域福祉計画」の基本的理念・指針を踏まえた障がい者の部門別計画と位置付け、関連する各種の計画と連動しながら推進していきます。

3. 計画の期間

様似町障がい者計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間とし、様似町障がい福祉計画および様似町障がい児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

ただし、国の「障害者基本計画」及び北海道の「北海道障害者基本計画」や、「様似町地域福祉計画」、「様似町高齢者保健福祉計画」及び「様似町介護保険事業計画」と密接に関わることから、適期に見直すこととします。

また、社会経済情勢やニーズの変化が生じた場合には、必要に応じて見直しをすることとします。

4. 計画の対象

この計画の対象は、身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人及び発達障がい（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなど）のある人を対象とします。

5. 計画の背景

(1) 国の動向

国連は、1981年（昭和56年）を国際障害年、1983年（昭和58年）からの10年を「国連・障害者の10年」と定め、各国に「障害者施策行動10箇年計画」の策定を呼び掛けました。

これを受けて国では「国連・障害者の10年」終了後の長期的な障がい者対策のあり方を明らかにするため、平成5年3月に「障害者対策に関する新長期計画」を策定しました。

同年12月には、心身障害者対策基本法の一部が改正され、法律名が「障害者基本法」となりました。「障害者基本法」では、新たに精神障がいのある人が位置付けられるとともに、基本理念として「障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。」が加えられました。

また、国民に広く障がい者の福祉についての理解と関心を深めるため、12月9日を「障害者の日」として定めるとともに、都道府県や市町村は、障がい者施策に関する計画を策定するよう努めなければならないことなどが示されました。

国はその後、平成7年12月に「障害者対策に関する新長期計画」の具体化を図るため「障害者プラン(ノーマライゼーション7箇年計画)」を策定し、平成12年6月には、少子・高齢化の進行、ノーマライゼーション理念の浸透、核家族化、家庭や地域社会の機能の低下、人々の価値観の変化などから、将来にわたって増大、多様化が見込まれる福祉需要に的確に応え、効率良くサービスを提供するため、社会福祉基礎構造改革として社会福祉事業法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法など8法を改正しました。

社会福祉基礎構造改革の全体像は、①個人の自立を基本とし、その選択を尊重した福祉サービスの利用限度の確立、②質の高い福祉サービスの拡充、③地域福祉の充実の3点で、平成12年度に「介護保険制度」の導入、平成14年度に「障害者基本計画」の策定、平成15年度には「支援費制度」の導入など、社会福祉制度の基本を「措置制度」から「個人の自立支援」とし、自己決定によって福祉サービスを利用する制度へと転換しました。

平成16年6月に「障害者基本法」の一部が改正、施行され、同年の12月には厚生労働省が「グランドデザイン」案を発表、サービスの提供主体を市町村に一元化、共通の制度による、すべての障がいのある人に共通なサービスの提供、利用者負担の見直しなどを盛り込んだ障がい者保健福祉の制度改革を進めています。

また、平成17年4月1日から自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの発達に障がいのある人についても、国や地方公共団体が支援を行う責務を定めた「発達障害者支援法」が施行され、同年11月7日には、障がい者及び障がい児がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として「障害者自立支援法」が制定され、平成18年4月1日から施行されました。

障害保健福祉施策は、平成15年度からノーマライゼーションの理念に基づいて導入された支援費制度により飛躍的に充実しましたが、次のような問題点が指摘されていました。①身体障がい・知的障がい・精神障がい

といった障がい種別ごとに縦割りでサービスが提供されており、施設・事業体系が分かりにくく、使いにくいこと。②サービスの提供体制が不十分な地方自治体も多く、必要とする人々すべてにサービスが行き届いていない(地方自治体間の格差が大きい)こと。③支援費制度における国と地方自治体の費用負担のルールでは、増え続けるサービス利用のための財源確保が困難であることなどがあり、こうした制度上の課題を解決するとともに、障がいのある人々が利用出来るサービスを充実し、一層の推進を図るために「障害者自立支援法」が制定されました。

障害者自立支援法のポイントとして、①障がいの種別(身体障がい・知的障がい・精神障がい・発達障がい)にかかわらず、障がいのある人々が必要とするサービスを利用出来るよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編する。②障がいのある人々に身近な市町村が責任を持って一元的にサービスを提供する。③サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任を持って費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実する。④就労支援を抜本的に強化する。⑤支給決定の仕組みを透明化明確化することにより、障がいのある人々を支える。こととしています。

また、平成25年4月には、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改正し、「障がい者」の定義に難病等が追加されました。

令和4年5月には、全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であることから、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されました。

(2) 北海道の動向

北海道では、昭和57年に「障害者に関する北海道行動計画」を策定し、この計画を引き継ぐ計画として「障害者に関する新北海道行動計画(人にやさしい社会をめざして)」(平成5年度～平成14年度)を策定、さらには平成10年度から平成14年度までの5年間は重点施策実施計画として「北海道障害者プラン」を策定、平成15年度から平成24年度の10年間は、地域生活の支援体制の充実という考え方で「北海道障害者基本計画」を策定、平成25年度から令和4年度の10年間は、希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくりを基本的な目標として「第2期北海道障害者基本計画」を策定し、総合的な施策の推進を図っていくこととしています。

(3) 市町村の動向

① 措置制度から支援費制度へ

平成12年6月の福祉8法改正までは、障がいのある人に対しては、行政が障がい福祉サービスの要否や内容を決定する「措置制度」でサービスを提供してきました。改正後は「自己決定」を基本に「利用者の選択肢の保障」と「利用者とサービス提供者との対等な関係の確立」という利用者本位の考え方に立つ新しいサービス利用の仕組みが求められることになりました。

また、障がいのある人の地域生活を支援するためには、身近な市町村が福祉サービスに関する権限を持ち、障がいのある人の地域生活を支援するための事業を普及、充実することが求められるようになりました。

これらのことから、平成15年4月に「支援費制度」がスタートし、市町村の役割は、地域の実情に応じて障がいのある人に対する支援体制の整備に努めるとともに、相談・情報提供を充実し、障がいのある人のニーズにあったサービスの斡旋、調整または要請を行うことになりました。

② 障害者自立支援法

この法律は、障害者基本法の基本的理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障がい者及び障がい児の福祉に関する法律と相まって、障がい者及び障がい児がその有する能力と適正に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として、平成17年11月7日に制定され、平成18年4月1日から施行されています。

市町村の責務として、①障がい者が自ら選択した場所に居住し、又は障がい者若しくは障がい児(以下「障がい者等」という。)がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該市町村の区域における障がい者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。②障がい者等の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。③意思疎通について支援が必要な障がい者等が、障がい福祉サービスを

円滑に利用することができるよう必要な便宜を供与すること、障がい者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うこと、その他障がい者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこととなっております。

自立支援給付については、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ利用の際のプロセスが異なります。

地域生活支援事業については、市町村の必須事業と位置付けられ、市町村の創意工夫により利用者の状況に応じて柔軟に対応することが求められる事業となっております。

③ 事務権限の移譲

平成15年4月から障がいのある人の意向や要望に対応した、きめ細やかなサービスを総合的に提供するとともに、サービス提供体制を一元化するとの観点から、それまで都道府県が行ってきた知的障害者更生施設等への入所、知的障害者短期入所(ショートステイ)に関する事務、知的障害者地域生活援助事業(グループホーム)に関する事務と児童短期入所(ショートステイ)に関する事務などについて、市町村が行うことになりました。

④ 精神保健福祉

精神保健福祉施策についての事務は、保健所が中心となって行っていましたが、平成11年に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」(精神保健福祉法)が改正され、施設やサービスなどの利用に関する相談や助言、通院医療費公費負担申請、精神障害者保健福祉手帳の交付など、より住民に身近なところで提供することが望ましい行政サービスについて、平成14年4月から市町村が窓口となって行っています。

また、精神障がいのある人の在宅福祉事業である精神障害者地域生活援助事業(グループホーム)、精神障害者居宅介護等事業(ホームヘルプサービス)、精神障害者短期入所事業(ショートステイ)などが精神障害者居宅生活支援事業として法制化され、これについても平成14年4月から市町村が実施をしています。

なお、障害者自立支援法が施行されたことにより、医療費公費負担の関係が自立支援医療として取り扱うこととなり、さらに、在宅福祉事業についても、障害福祉サービスとして精神障がい者の方々に対して、サービスの提供を行っています。

第2章 障がいのある人の状況

第2章 障がいのある人の状況

1. 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳の交付を受けている人の数は令和4年度末で268人となり、平成30年度の309人と比較すると、過去5年間で減少傾向に推移しております。

障がい別では、令和4年度末で肢体不自由が146人（54.4%）と最も多く、次いで内部障がいが93人（34.7%）となっており、併せて89.1%と、全体の9割弱にのびります。

年齢階層別では、令和4年度末時点で1名が18歳未満となっています。

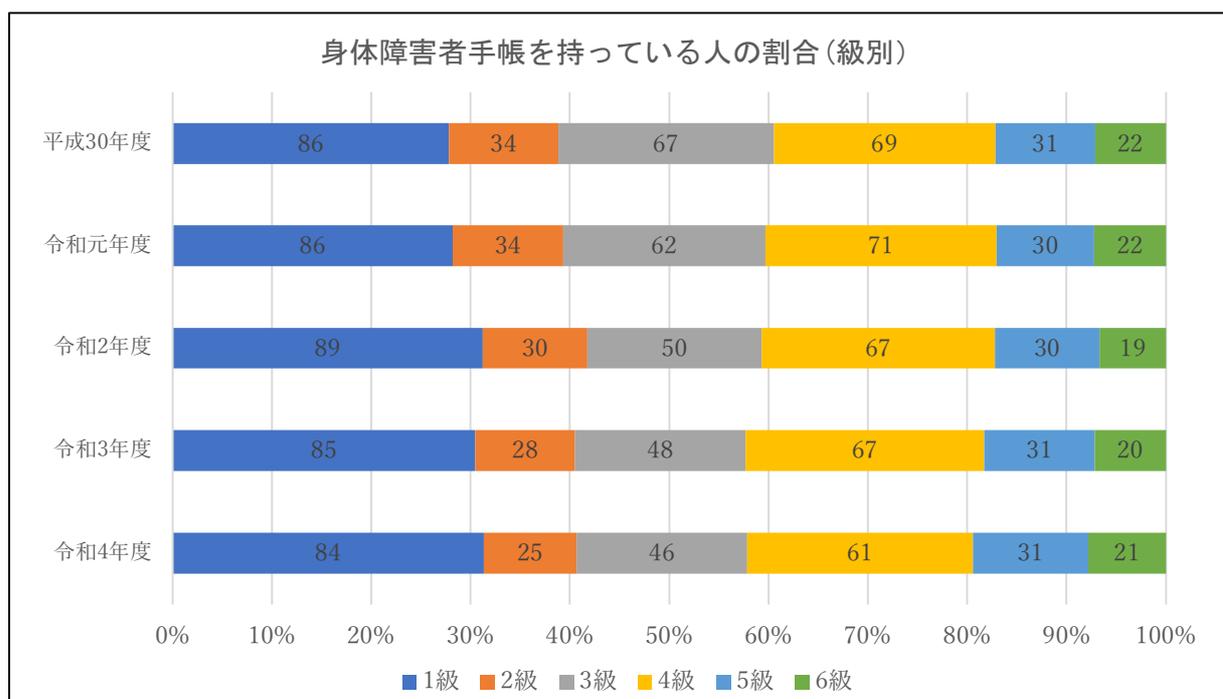
■身体障害者手帳を持っている人の数（級別）

単位：人

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
1級	86	27.9	86	28.2	89	31.2	85	30.4	84	31.3
2級	34	11.0	34	11.2	30	10.5	28	10.0	25	9.3
3級	67	21.7	62	20.3	50	17.5	48	17.2	46	17.2
4級	69	22.3	71	23.3	67	23.5	67	24.0	61	22.8
5級	31	10.0	30	9.8	30	10.5	31	11.1	31	11.6
6級	22	7.1	22	7.2	19	6.8	20	7.3	21	7.8
合計	309	100.0	305	100.0	285	100.0	279	100.0	268	100.0

各年度末現在

資料：保健福祉課福祉推進係



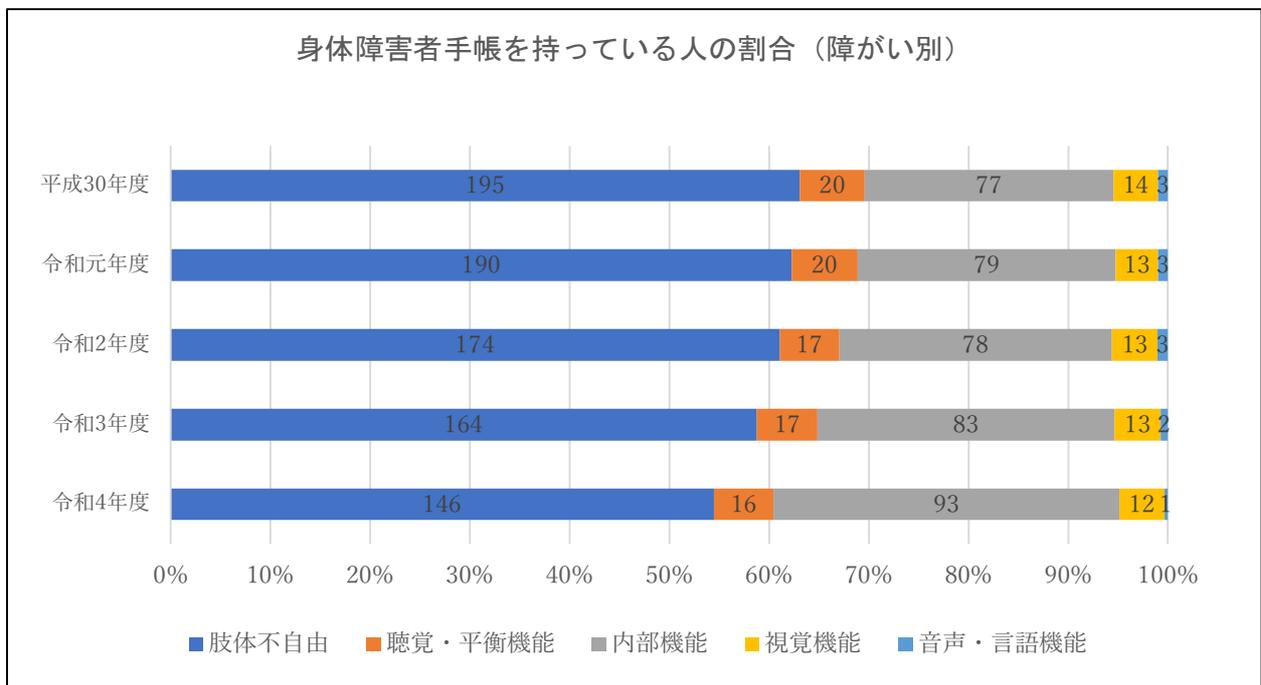
■身体障害者手帳を持っている人の数（障がい別）

単位：人

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
肢体不自由	195	63.1	190	62.3	174	61.1	164	58.8	146	54.4
聴覚・平衡機能障がい	20	6.5	20	6.5	17	6.0	17	6.1	16	6.0
内部障がい	77	24.9	79	25.9	78	27.4	83	29.8	93	34.7
視覚障がい	14	4.5	13	4.3	13	4.6	13	4.7	12	4.5
音声・言語機能障がい	3	1.0	3	1.0	3	0.9	2	0.6	1	0.4
合計	309	100.0	305	100.0	328	100.0	279	100.0	268	100.0

各年度末現在

資料：保健福祉課福祉推進係



■身体障害者手帳を持っている人の年齢（障がい別）

単位：人

		肢体不自由	聴覚・平衡機能障がい	内部障がい	視覚障がい	音声・言語障がい	合計
18歳未満	数	-	-	1	-	-	1
	%	-	-	100.0	-	-	100.0
18歳以上	数	146	16	92	12	1	267
	%	54.7	6.0	34.5	4.4	0.4	100.0
合計	数	146	16	93	12	1	268
	%	54.4	6.0	34.7	4.5	0.4	100.0

令和4年度末現在

資料：保健福祉課福祉推進係

2. 知的障がいのある人の状況

療育手帳の交付を受けている人は令和4年度末で46人おり、判定別ではA判定の人が15人、B判定の人が31人となります。平成30年度末と比較し、A判定が2人の減、B判定が1人の減となり、減少傾向で推移しています。

年齢別では、18歳未満が5人、18歳以上が31人となり、18歳未満、18歳以上ともにB判定の割合が高くなっております。

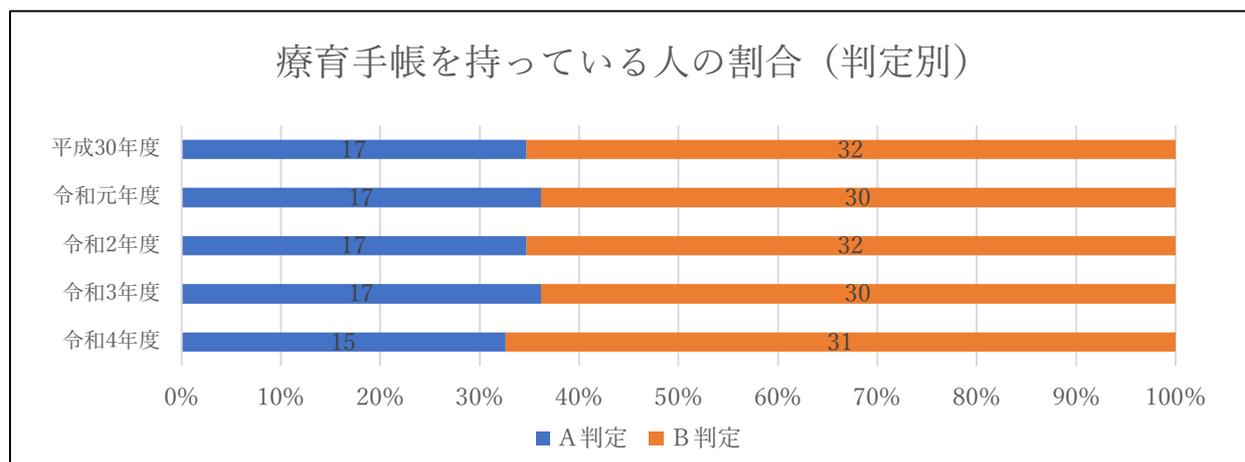
■療育手帳を持っている人の数（判定別）

単位：人

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	数	%	数	%	数	数	数	%	数	%
A判定	17	34.7	17	36.2	17	34.7	17	36.2	15	32.6
B判定	32	65.3	30	63.8	32	65.3	30	63.8	31	67.4
合計	49	100.0	47	100.0	49	100.0	47	100.0	46	100.0

各年度末現在

資料：保健福祉課福祉推進係



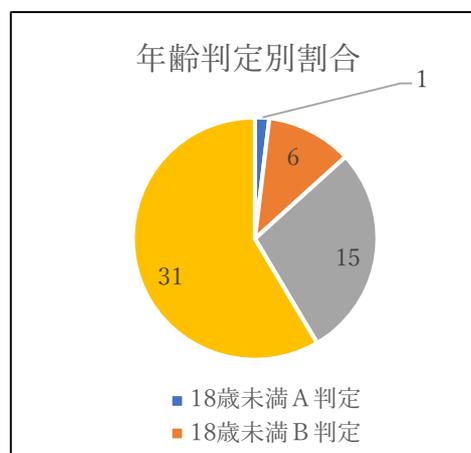
■療育手帳を持っている人の年齢

単位：人

		A判定	B判定	合計
18歳未満	数	2	3	5
	%	40.0	60.0	100.0
18歳以上	数	13	18	31
	%	41.9	58.1	100.0
合計	数	15	31	46
	%	32.6	67.4	100.0

令和4年度末現在

資料：保健福祉課福祉推進係



3. 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳（以下「保健福祉手帳」という。）の交付を受けている人の数は、令和4年度末で14人となり、級別では2級が最も多い6人となっています。

年齢別では18～64歳が14人、65歳以上が6人となっています。

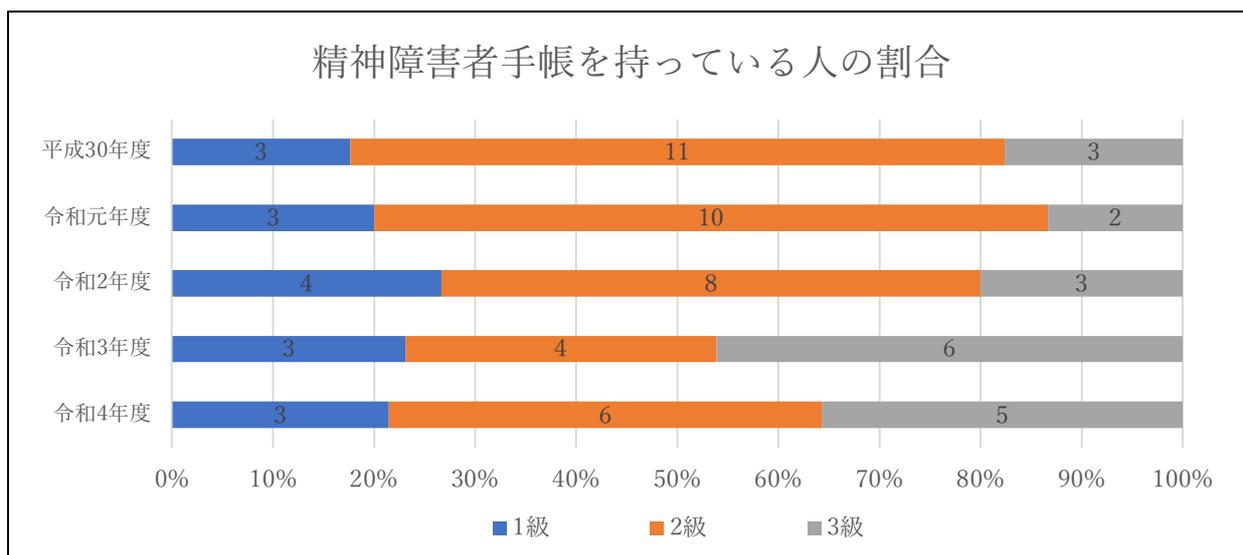
■精神障害者保健福祉手帳を持っている人の数（級別）

単位：人

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	数	%	数	%	数	数	数	%	数	%
1級	3	17.6	3	20.0	4	26.7	3	23.1	3	21.5
2級	11	64.8	10	66.7	8	53.3	4	30.8	6	41.8
3級	3	17.6	2	13.3	3	20.0	6	46.1	5	35.7
合計	17	100.0	15	100.0	15	100.0	13	100.0	14	100.0

各年度末現在

資料：保健福祉課福祉推進係



■精神障害者保健福祉手帳を持っている人の年齢（級別）

（単位：人）

		1級	2級	3級	合計
18歳未満	数	-	-	-	-
	%	-	-	-	-
18～64歳	数	2	4	4	10
	%	20.0	40.0	40.0	100.0
65歳以上	数	1	2	1	4
	%	25.0	50.0	25.0	100.0
合計	数	3	6	5	14
	%	21.4	42.9	35.7	100.0

令和4年度末現在

資料：保健福祉課福祉推進係

4. 障がいのある人の福祉サービス利用状況など

■障がい福祉サービス利用状況

単位：人（但し、日常生活用具・補装具については、年間の給付件数）

各種サービス等	利用状況				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
居宅介護	9	7	6	6	6
生活介護	26	26	25	25	24
就労移行支援	2	0	1	0	0
就労継続支援（雇用型・非雇用型）	18	19	20	18	18
療養介護	1	1	1	1	1
短期入所	0	1	1	1	1
児童発達支援	5	5	5	6	6
放課後等デイサービス	10	10	11	13	12
日常生活用具給付	99	102	104	95	116
補装具の交付・修理	13	8	13	19	15
国民年金（障害基礎年金）	15	16	19	18	18
厚生年金（障害厚生年金）	28	30	33	34	34
特別児童扶養手当	11	11	10	10	10
特別障害者手当	3	3	3	3	3
重度心身障害者医療費助成制度	130	126	127	122	114
障害認定による後期高齢者医療制度	45	47	47	43	41
自立支援医療（精神通院）	45	40	※1 20	※1 36	52
自立支援医療（更生医療）	17	19	15	14	14

各年度末現在

資料：町民課国保医療係・国民年金係、保健福祉課福祉推進係

※1：申請内容によって実績を積算しておりますが、当該年度は「コロナ延長」により、申請件数が減っています。

■乳幼児保健サービス一覧（障がい児対応含む）

サービス名	内 容
3～13 ヶ月乳児健診	医師の診察、保健師・栄養士・歯科衛生士による相談
1歳6 ヶ月・3歳・5歳幼児健診	医師・歯科医師の診察、保健師・栄養士・歯科衛生士による相談・発達相談
むし歯予防教室	歯科医師の診察、歯科衛生士による相談、フッ素塗布
離乳食講習会	栄養士・歯科衛生士による講話
巡回児童相談	室蘭児童相談所の協力を得て、判定指導
発達相談	療育専門機関による支援を受け、発達障害に対する保健指導
家庭訪問	保健師・栄養士の訪問による個別支援
各種予防接種	集団接種、個別接種 特別な事情により他町で接種を希望する場合は、所在市町村に依頼書を発行

令和4年度末現在

資料：保健福祉課保健推進係

5. 障がいのある子どもの状況

令和5年3月末現在での、幼児センターの入園児数は93人となっています。このうち障がいのある子どもが1人います。

一方、町には小学校、中学校がそれぞれ1校ずつあり、小学校児童数は135人、中学校生徒数は86人、計221人の子どもたちが在籍しています。

このうち障がいのある子どもたちは小学校に10人・中学校に3人おり、障がい児学級数は小学校が3学級・中学校が2学級となっています。

前計画策定時の平成29年度末と比較すると、中学校は総数・障がい児数ともに緩やかな減少傾向にありますが、小学校は児童総数の減少と反比例して障がい児数が増となっています。これは、ぶどうの木やうらここで行われる児童発達支援の役割が浸透し、障がい児の福祉サービスへの理解が深まり、潜在的にいる軽度の障がい児に対し、よりサービスに繋がられる体制となった、と考えられます。

■障がい児数（幼児センター、小中学校）

単位：人

	児童総数	障がい児学級数	障がい児数
幼児センター	93	—	1
小学校	135	3	10
中学校	86	2	3
合 計	314	5	14

令和4年度末現在

資料：生涯学習課学校教育係

※平成29年度末

	児童総数	障がい児学級数	障がい児数
幼児センター	109	—	1
小学校	166	3	4
中学校	96	2	5
合 計	371	5	10

第3章 基本的な方針

第3章 基本的な方針

1. 基本理念

「第9次様似町総合計画」（令和3年度～令和12年度）の基本構想では、「理想のまちづくりを次世代へつなぐ」という想いを基本理念として、

「夢を絆を 笑顔でつなぐ まちづくり」

を創生のテーマとして掲げ、七つの施策の基本方向を定め推進していくこととしていますが、その七つの柱の施策の中で保健・医療・福祉分野では

「健康で幸せな生活をおくるために」

を掲げ、子どもから高齢者、障がい者をはじめ、町民誰もが安心して、やすらぎのある生活をおくり、いつまでも健やかに暮らし続けることができるよう、生涯を通じた福祉支援体制の充実をめざします

（考え方）

共生社会においては、障がい者が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に、あらゆる社会のあらゆる活動に参加・参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担することが求められます。

そのため、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している諸要因を除去して、障がいのある人がその能力を最大限に発揮できるように支援をしていきます。

共生社会は行政だけではなく、町民一人ひとり、企業、社会福祉法人等が、それぞれの役割と責任を自覚して主体的に取り組むことにより初めて実現できるものであり、社会全体としてその具体化を着実に推進していくことが必要です。

2. 施策を推進する基本的視点

(1) 社会のバリアフリー化の推進

障がいの有無にかかわらず、町民誰もがその能力を最大限発揮しながら、安全に安心して生活できるよう、建物、移動、情報、慣行、心理など、ソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を推進します。

また、人々の様々な特性や違いを超えて、始めからすべての人が利用しやすいように、町や生活環境をデザインしていこうとする「ユニバーサルデザイン」の考え方の普及を促進します。

(2) 利用者本位の支援

すべての障がい者が住み慣れた地域で自立できることを基本に、障がい者一人ひとりのニーズに対応して、ライフサイクルを通じ総合的かつ適切な支援を実施します。

利用者が自らの選択により、適切にサービスを利用できる相談、利用、援助などの体制づくりを推進します。

また、地域の実情に応じて、社会福祉法人や地域住民団体との連携・協力体制の推進を図ります。

(3) 障がいの特性を踏まえた施策の展開

個々の障がいに対応したニーズを的確に把握し、障がいの特性に応じた適切な施策を推進します。

また現在、障がい者施策の対象となっていない障がい者等に対しても必要性を踏まえ、支援の在り方等について検討します。

(4) 総合的かつ効果的な施策の推進

① 行政機関相互の緊密な連携

多岐にわたる施策を総合的かつ効果的に推進するため、国・道・近隣町等の関係機関との緊密な連携を図りながら、施策を推進します。

② 計画的・総合的な施策の推進

障がい種別によりサービス水準の格差が生じないように、計画的かつ総合的に施策を推進する他、効果的な相談支援、サービス提供体制の整備を推進します。

③ 必要な施策・事業の見直し

地域生活を重視した障がい者福祉サービスを提供できるように、適宜必要な施策・事業の見直しを行います。

第4章 重点的に 取り組むべき課題

第4章 重点的に取り組むべき課題

1. 活動し参加する力の向上

- (1) 病気、事故等の予防・防止と治療・医学的リハビリテーション
障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見・早期治療や交通事故等の防止対策を推進します。
障がいの重度化を予防し、その軽減を図るため、障がいの早期発見及び障がいに対する医療の充実、医学的リハビリテーションの利用促進に努めます。
- (2) 福祉用具とユニバーサルデザイン
障がい者一人ひとりの多様なニーズに適合する各種福祉用具（日常生活用具及び補装具）や機器等の普及を促進します。
また、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた、誰もが利用しやすい製品、サービスの普及に努めます。
- (3) 情報技術（IT）の活用支援
急速に進展する高度情報通信社会において、障がい者の社会参加を一層促進するため、障がい者と健常者の情報格差や情報技術（IT）の利用機会及び活用能力による格差解消のための取り組みを推進するよう努めます。
特に、情報技術（IT）の利用・活用が障がい者の働く能力を引き出し、経済的自立を促す効果が大きいと考えられることから、その積極的な活用を図るよう努めます。

2. 活動し参加する基盤の整備

- (1) 自立生活のための地域基盤の整備
障がい者が地域において自立し、安心して生活できることを基本にその基礎となる住宅、公共施設、交通等の基盤整備を一層推進するとともに、障がい者の日常生活の支援体制の充実を図るよう努めます。
- (2) 経済自立基盤の強化
地域での自立した生活を可能とするためには、経済的な基盤の確立が不可欠であり、雇用、就業等により経済的に自立した生活を総合的に支援します。

このため、IT等の活用及び企業との連携による職業能力開発を強化するとともに、福祉、医療、教育の関係分野の連携による支援体制により、障がい者の働く力の向上を図るよう努めます。

3. 精神障がい者施策の総合的な取組

精神障がい者に係る保健、医療、福祉など関連施策の総合的な取組を促進します。

受入条件が整えば退院可能とされる、いわゆる社会的入院患者の退院・社会復帰のためのサービス基盤の整備を促進するよう努めます。

このため、隣町の浦河ひがし町診療所との連携、在宅サービスの充実、社会復帰施設等の整備を支援するとともに、精神障がい者に対する差別や偏見の解消に努めます。

第5章 分野別施策の 基本的方向

第5章 分野別施策の基本的方向

1. 啓発・広報

(1) 現状と課題

障がい者を含むすべての人々にとって住み良い平等な社会づくりを進めていくためには、町が障がい者に対する各種の施策を実施していただくだけではなく、社会を構成するすべての人々が、障がい及び障がい者に対する理解や認識を深め、偏見や差別のない社会にしていくことが必要です。

町では、広報紙等を通して、障がい者施策についての周知及び障がいに対する適正な理解を促進するための啓発活動に取り組んでおり、各種施策の充実と並んで「ノーマライゼーション」の理念のもとに、障がい者の社会への参加・参画に向けた施策を推進しております。

今後とも、障がい者に対する町民の理解を深めるため、障がい者の日などにおける啓発活動や学校における福祉教育を推進するとともに、町民及び障がい者自身のボランティア活動を推進する必要があります。

(2) 基本方針

障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障がい及び障がい者に対する町民理解を促進するため、幅広い町民の参加による啓発活動を推進します。

(3) 施策の基本的方向

① 啓発・広報活動の推進

- ・ 町民の障がい者に対する正しい理解を深め、共生社会の理念の普及を図るため、行政はもとより企業、社会福祉法人等民間団体との連携による啓発活動に努めます。
- ・ 町広報紙、ホームページ等を活用した啓発広報に努めます。
- ・ 障がい者と障がいを持たない人々との交流の機会を拡充し、交流を通じた自然な相互理解の促進を図ります。
- ・ 障がい者の日、障がい者週間（12月3日から9日）等の意義を町民に理解してもらうための広報を行います。
- ・ 精神障がい者に対する理解の促進を図るとともに、当事者の社会参加活動の機会を増やします。
- ・ 障がい者に対する理解を促進するための啓発広報活動を一体化、効果的に推進するため、社会福祉協議会や保健所、医療機関等関係機関・団体の連携強化を図ります。

② 福祉教育等の推進

- ・ 地域や地域の小・中学校において、児童・生徒と障がいのある子どもたちとの交流活動を推進し、交流の中で障がい者に対する理解の促進を図ります。
- ・ 児童・生徒を対象とするパンフレット等の作成・配布により、学齢期からの障がい者に対する理解を促進します。

③ 窓口対応の充実

障がいのある人が役場などの窓口で手続きがしやすいように、職員への障がい者に関する理解の促進を図ります。

2. 生活支援

(1) 現状と課題

障がい者が社会の対等な構成員として、人格と個性を尊重されるとともに、自己選択と自己決定を基本に安心して住み慣れた地域の中で生活し、社会参加できる環境づくりが求められています。

そのため障がい者からの要望の多い「相談支援体制の維持」、「医療費の軽減」、「訪問介護・短期入所・デイサービス等の在宅福祉サービスの充実」のため、福祉サービスの量的・質的充実、福祉サービス従事者の資質の向上、福祉サービス情報の提供促進を図る必要があります。

(2) 基本方針

本町においては、障がい者数はここ数年減少している状況ですが、障がいの重度化、障がい者の高齢化が進んでいます。

こうした状況を踏まえ、利用者本位の考え方に立って、個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備、サービスの量的・質的充実など、障がい者の地域生活を支える体制づくりに努めます。

(3) 施策の基本的方向

① 利用者本位の生活支援体制の整備

ア 身近な相談支援体制の構築

- ・ 地域社会全体で障がい者を支えるため、保健・医療・福祉の専門家や関係機関・団体等との連携を図りながら、地域における身近な相談支援体制の構築に努めます。
- ・ 利用者がサービスを選択できるよう、福祉サービスについての情報提供を推進します。
- ・ 家族と暮らす障がい者については、その家庭や家族を支援することとし、特に障がい児の健全な発達を支援する観点から、家族に対

し療育方法などの情報提供やカウンセリング等を行います。

イ 権利擁護の推進

障がい者ができる限り地域で自立した生活を継続できるよう、知的障がい者、精神障がい者などの中で、日常生活を営む上で支障がある人に対して、必要な福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理を援助するための福祉サービス利用支援事業の利用促進を図ります。

また、知的障がい者、精神障がい者などの中で、判断能力が十分でない人の権利を擁護し、自立した生活が送れるよう、成年後見制度の周知や活用の促進を図ります。

ウ 障がい者団体や本人活動の支援

- ・ 障がい者団体が行う差別・偏見に対する啓発活動や障がい者本人や家族を対象とした相談、研修活動等を支援します。
- ・ 障がい者に対するボランティア活動を促進するとともに、障がい者本人によるボランティア活動を支援します。

② 在宅サービス等の充実

ア 在宅サービスの充実

- ・ 障がい者が身近なところで福祉サービスが利用できるよう、障がい者の多様なニーズの把握に努め、在宅サービスの量的・質的充実に努め、必要な情報の提供に努めます。
- ・ 居宅介護事業、短期入所事業等、障がい者とその家族の在宅生活の質の向上と福祉の増進を図ります。
- ・ 補装具、日常生活用具の給付等の充実により、身体障がい者等の日常生活の利便性の向上を図ります。

イ 住まいの整備

- ・ 公営住宅の整備については、バリアフリーに配慮した整備を促進し、障がいのある人だけでなく、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの普及に努めます。
- ・ 入浴補助用具や住宅内の手すり等の日常生活用具の利用促進に努めます。

ウ 自立及び社会参加の促進

- ・ 地域での自立生活を支援するため、情報提供、在宅福祉サービスの充実、障がい者当事者による相談活動等の推進を図ります。
- ・ 障がい者が社会の構成員として地域で共に生活することができ、さらに、その生活の質的向上が図られるようにコミュニケーション手段の確保、外出のための移動支援など社会参加促進のためのサービスを充実します。

エ 精神障がい者施策の充実

精神障がい者ができる限り地域で生活できるようにするため、関係機関との連携を図るとともに、精神障がい者及びその家族のニーズに対応した多様な相談に応じます。

オ 各種障がいへの対応

- ・ 重度障がい者、重複障がい者、高次脳機能障がい者、強度行動障がい者等への対応の在り方について検討します。

③ 経済的自立の支援

障がい者の経済的自立と生活意欲の助長の促進を図り、安定した生活を確保するため、雇用・就業に関する施策を進めるとともに、国民年金(障害基礎年金)、各種手当および税制上の優遇措置等の周知を図り、その利用の促進に努めます。

④ 施設サービスの利用支援

施設サービスの利用の支援については、町内に障がい者を入所させる施設が無いことから、他市町村の施設を利用することになりますが、希望する人の意見が尊重されるよう関係施設との連携を図ります。

⑤ スポーツ、文化活動の振興

ア 障がいの特性や体力に応じてスポーツを楽しめるよう、スポーツ活動の機会拡充を図ります。

イ 障がい者にとって社会参加と情報発信の重要な場の一つである文化活動の一層の推進を図るとともに、その支援の充実を図ります。

⑥ 福祉用具の普及促進と利用支援

障がい者や介護者の負担を軽減する上で、重要な役割を果たす福祉用具の利用を促進するため、多種多様な品目や給付制度の活用等に関する情報提供と相談対応に努めます。

⑦ サービスの質の向上

質の高いサービスを確保する観点から、事業者による自己評価を促進するとともに、事業者が提供するサービスの質を客観的に評価する第三者評価事業への取り組みを促進します。

⑧ 専門職種の養成と確保

手話通訳者等障がい者への情報伝達のための専門家の確保に努めます。

3. 生活環境

(1) 現状と課題

障がい者が地域において安心して生活でき、住み慣れた地域の中で自己選択と自己決定をもとに社会参加できる環境づくりが求められています。

本町においても、高齢社会の進展とともに、交通弱者の移動手段が少ないことから、公的交通機関の機能向上や利便性の向上が課題です。

国道・道々については、各種事業等において年次的に整備が進んでいますが、市街地においては、歩道空間のバリアフリー化、段差解消・勾配の改善等の整備が必要です。

新築の公営住宅・建築物については、整備基準に基づきバリアフリー化の整備を進めており、民間建築物についても情報を提供することにより、安心して生活できる居住環境の実現の推進が図られています。

また、災害発生時に高齢者や障がい者など自力で避難することが困難な方々に対し、避難を支援する体制づくりが進められています。

(2) 基本方針

誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進します。また、バリアフリーに配慮し、障がい者が安心・快適に暮らせるまちづくりを推進します。

災害弱者となる在宅の要支援者の把握と、関係機関との連携を推進し、防災体制の整備に努めます。

(3) 施策の基本的方向

① 福祉のまちづくりについての周知・広報の推進

広報紙の発行、ボランティア活動の促進や福祉教育の充実等を通じて、バリアフリー化に対する意識の高揚を図るなど、福祉のまちづくりに向けた各種の啓発・広報に取り組みます。

また、障がい者が自ら積極的に参加する社会活動等の促進を図ります。

② 移動手段の確保

障がいをもつ方をはじめ交通弱者となる方々の利便性の確保のため、公共交通機関を中心とした当町の交通網について検討を行います。

③ バリアフリー化の推進

ア 障がい者等すべての人が円滑に利用できる建築物・歩道等のバリアフリー化を推進します。

イ 障がい者の特性やニーズに対応した公営住宅の整備、バリアフリー住宅の設計に関する情報提供等により、住宅のバリアフリー化を促進します。

④ 安全な交通の確保

障害物の除去や障がい者、高齢者等への気配りについての啓発活動を行い、交通安全対策の推進に努めます。

⑤ 防災・防犯対策の推進

ア 災害対策

自力避難の困難な障がい者等に対し、避難行動要支援者名簿を整備

し、緊急時の避難行動を検討した個別プランの作成を推進します。

イ 住宅等の防災対策

行政機関と障がい者等の日常生活をサポートする民生委員などの福祉関係者等が連携し、防火指導を推進します。

ウ 防犯対策

障がい者に対し、防犯思想の普及・啓発に努め、安全・安心なまちづくりを推進します。

4. 教育・育成

(1) 現状と課題

近年の障がいの重度・重複化や多様化の状況を踏まえ、障がいの種類や程度等に応じ、乳幼児期から一貫して計画的に教育や療育を行う必要があります。

学校においては、従来の特殊教育対象の障がいだけでなく、LD(学習障がい)、ADHD(注意欠陥、多動性障がい)、高機能自閉症を含めて障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う必要があります。

(2) 基本方針

関係機関が連携して障がいの早期発見・早期療育の推進を図ります。

また、障がいのある子ども一人ひとりのニーズや特性に応じ、きめ細やかな支援を行うため、乳幼児期から学校卒業後にわたって一貫して計画的に教育や療育が行えるよう、相談支援体制の充実に努めます。

(3) 施策の基本的方向

① 一貫した相談支援体制の整備

ア 乳幼児期の家庭の役割の重要性を踏まえた早期対応、学校卒業後の自立や社会参加に向けた適切な支援が必要です。

このため、関係機関が連携して障がいのある子どもや、それを支える保護者に対する乳幼児期から学校卒業後にわたって、一貫した相談支援体制の充実に努めます。

イ 地域の保育所・幼稚園において、障がい児の受入れ促進に努めるとともに、障がい児保育の充実に努めます。

ウ 就学前の障がい児の実態把握と障がいに応じた早期療育の一層の充実に努めます。

エ 学校においては、障がいのある児童・生徒一人ひとりのニーズを把握し、関係者・関係機関の連携による適切な教育的支援を効果的に行

うために、教育上の指導や支援を内容とする「個別の教育支援計画」の策定、実施、評価の充実に努めます。

② 指導力の向上

障がいのある児童・生徒に対し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた専門的指導を行うため、関係機関との有機的な連携協力体制の構築を図り、担当教員の指導力と専門性の向上を図ります。

③ 社会的・職業的自立の促進

ア 障がいのある子どもの社会的・職業的自立を促進するため、卒業後の円滑な就労支援を登載した「個別の移行支援計画」を策定し、一人ひとりのニーズに応じた支援体制の構築に努めます。

イ 障がい児及び障がい者の社会参加を促進し、生活の充実と質的な向上を図るため、生涯学習講座の受講を促進します。

5. 雇用・就業

(1) 現状と課題

障がい者がその適正と能力に応じて就職し、社会経済活動に参加することは、障がい者が社会的に自立するとともに、生きがいのある生活を送る上で重要な意義をもっています。

本町の雇用・就業環境は、就業の場の不足や若年労働者の町外流出により、労働力人口の高齢化が見られるなど厳しい状況にあります。民間企業・事業所の理解と協力を得ながら、障がい者一人ひとりの能力と適正にあった就業の場を得られるよう、雇用・就業対策を推進し、就業を促進していくことが必要です。

(2) 基本方針

雇用・就業は、障がい者の自立・社会参加の促進に向けて、それぞれの障がい者の適正に即した雇用機会の確保、並びに就労環境の整備を促進し、「ハローワークうらかわ」等との連携を図るとともに、民間企業・事業所等の協力を得ながら、障がい者の適正と能力に合った就業機会の充実に努めます。

(3) 施策の基本的方向

① 障がい者の雇用の場の拡大

- ・ 「障がい者雇用率制度」は、障がい者の雇用促進施策の基幹となる制度であることから、今後とも当該制度を中心として、障がい者雇用の一層の促進を図ります。
- ・ 障がいの特性を踏まえた職業開拓を推進し、障がい者の雇用促進を

働きかけていきます。

② 雇用の場における障がい者の人権の擁護

企業等において、雇用差別など障がいを理由とした人権の侵害を受けることがないように、その啓発に努めます。

6. 保健・医療

(1) 現状と課題

障がいの原因となる疾病等の予防体制を確立するために、一次予防としての健康教育、二次予防としての各種健康診査等による疾病の早期発見、早期治療・療育、三次予防としての医学的リハビリテーションを充実する必要があります。

障がい者の高齢化が進む中で、生活習慣病予防等の健康増進施策はもとより、認知症やフレイルなど要介護状態の予防が重要視されています。

(2) 基本方針

障がいの発生予防、早期発見、早期治療、適切な治療のための各種対策の一層の充実を図るとともに、障がいを軽減し、自立を促進するための医学的リハビリテーションの促進を図ります。

(3) 施策の基本的方向

① 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

ア 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見

- ・ 疾病の予防や不慮の事故防止のため、妊産婦や乳幼児期の子どもを持つ保護者への健康教育、健康相談及び健康診査、周産期医療等の充実を図ります。
- ・ 糖尿病等の生活習慣病を予防するための健康教育、健康診査等各種の保健対策の充実を図ります。
- ・ 障がいの原因となる疾病等の早期発見のため、学校、地域における健康診断等の適切な実施に努めます。

イ 障がいの原因となる疾病等の治療

- ・ 専門医療機関、身近な地域における医療機関及び在宅における医療の提供、適切な入院医療の確保等により、障がいの原因となる疾病等について、適切な治療の充実を図ります。
- ・ 救急医療の充実及び医療機関相互の連携を図ります。

ウ 正しい知識の普及

精神疾患、難治性疾患等の疾病等について、町民、保健・医療従事者等に対する正しい知識の普及を図るとともに、これらの疾病等に対

する偏見・差別の除去に努めます。

② 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

ア 障がいの早期発見・早期対応

妊産婦、新生児及び乳幼児の健康診査、学校における健康診断等の適切な実施を図り、障がいの早期発見に努めます。

また、健康診査において障がい等が疑われた場合は、専門機関を紹介するなど、早期対応に努めます。

イ 障がいに対する医療、医学的リハビリテーション

- ・ 治療やリハビリテーションにより軽減が期待される障がいについては、適切な医療、医学的リハビリテーションの提供を促進します。
- ・ 障がいや発達の遅れ又はその疑いのある乳幼児とその家族を対象に、障がいの早期発見、相談・指導・支援をより充実するため、福祉・保健・医療・教育の一層の連携を強めます。
- ・ 自立支援医療（更生医療、精神障害者通院医療費公費負担）、重度心身障害者医療費助成など、障がい者への医療助成を継続します。

ウ 障がい者に対する適切な保健サービス

保健福祉センター等において、障がい児の発達について相談・指導を行います。

③ 精神保健施策の推進

ア 心の健康づくり

- ・ 家庭、学校、職域及び地域といったそれぞれの生活の場における心の健康に関する相談、カウンセリング等の充実を図るとともに、正しい知識の普及啓発と周囲のサポートの充実に努めます。
- ・ うつ病の予防に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

イ 精神疾患の早期発見・早期治療

- ・ 心の病気の早期発見・早期治療が図られるよう努めます。
- ・ 障がい者本人や家族からの緊急的な医療相談に適切に対応し、必要に応じて医療機関の紹介や入院先の確保等を行うように努めます。そのため医療機関、道、その他の関係機関との連携を促進します。

ウ 差別、偏見の解消

- ・ 障がい者に対する差別や偏見を解消し、社会参加を促進するため、障がい者等の活動を支援します。
- ・ 精神疾患に対する正しい知識の普及・啓発に努めます。

第6章 推進体制等

第6章 推進体制等

1. 障がい者施策重点実施計画

障がい者施策の推進については、障害者計画を総合計画に基づく障がい者施策の基本計画として位置付け、総合計画と障害福祉計画の連動を図り、総合計画の実効性を確保し、計画を推進するための仕組みづくりの整備、強化に努めます。

具体的な事業計画については、毎年度の状況の変化を勘案し進行管理をしていく必要があり、柔軟な進行管理の仕組みづくりに努めます。

2. 連携・協力の確保

障がい者施策は、福祉、保健・医療、教育、雇用、生活環境、情報等広範囲な分野にわたっています。したがって障害者計画の推進に当たっては、関係機関・団体等との緊密な連携のもとに、一体的に取り組むことが必要です。

3. 計画の評価・管理

障がい者関係団体との意見交換やニーズ調査の実施を通じて、施策・事業の有効性についての検証を行い、効果的かつ適正な施策・事業を実施します。

また、障がい者のニーズや社会経済状況の変化等を踏まえて、事業計画の点検作業を実施するとともに、時代に対応した行政サービスを実施するため、総合計画に基づいた予算編成を行い、資源の適正配分について見直しを図りながら事業計画を推進します。

4. 情報提供

障がい者施策の先進事例の収集・提供など、障がい者団体、障がい者等と情報を共有できるよう、情報提供の充実を図ります。

第7章 第7期障がい福祉 計画の策定

第7章 第7期障がい福祉計画の策定

平成18年4月1日施行の障害者自立支援法（平成25年4月に障害者総合支援法に改正）において、市町村は「市町村障害福祉計画」を策定することが義務付けられたことから、様似町においても平成19年3月に「第1期様似町障害福祉計画」を策定し、その後も以下のとおり計画を策定し、事業を推進してきました。

- 第1期様似町障害福祉計画（平成18年度から平成20年度）
- 第2期様似町障害福祉計画（平成21年度から平成23年度）
- 第3期様似町障害福祉計画（平成24年度から平成26年度）
- 第4期様似町障害福祉計画（平成27年度から平成29年度）
- 第5期様似町障害福祉計画（平成30年度から令和2年度）
- 第6期様似町障がい福祉計画（令和3年度から令和5年度）

また、児童福祉法の一部改正により、障がい児の健やかな育成のための発達支援施策（障がい児支援の提供体制の確保と成果目標）を標した「障害児福祉計画」を策定することが義務付けられたことから、「第1期様似町障害児福祉計画」を「第5期様似町障害福祉計画」と包含した一体的な計画とし、その後も、障害福祉計画の策定とあわせ、内容の見直しを図っております。

なお、これら計画の策定については、「様似町地域自立支援協議会」の意見を聞き、策定するものとします。

1. 計画の目的

「障害者自立支援法」（「障害者総合支援法」に改正）では、障がいの種別にかかわらず、各種障がい福祉サービスが一元化され、市町村が主体となってサービスの提供を行う仕組みに制度が変更されました。自立支援法における障がい福祉サービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されており、第1期から第6期の様似町障がい福祉計画においては、これらのサービス給付の必要見込量や確保のための方策を中心とした計画を策定してきました。

令和6年度から始まる第7期様似町障害福祉計画においては、第6期計画までの実績等を踏まえ、「様似町障がい者計画」における目標年次である令和11年度のサービス給付必要見込量達成のための、年度ごとの目標や確保のための方策を策定し、引き続き制度の円滑な事業実施を図ることを目的に計画を策定します。

2. 計画期間

第7期の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とし、第8期以降は、令和9年度から始まり、3年を1期とします。

3 計画の位置付け

障がい者福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく市町村計画であり、国の基本指針に基づき、障がい福祉サービス、地域生活支援事業及び相談支援を充実させるために必要なサービス量を見込むとともに、提供体制の確保に関する方策を定める計画です。

障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20条第1項の規定に基づく市町村計画であり、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成される計画です。

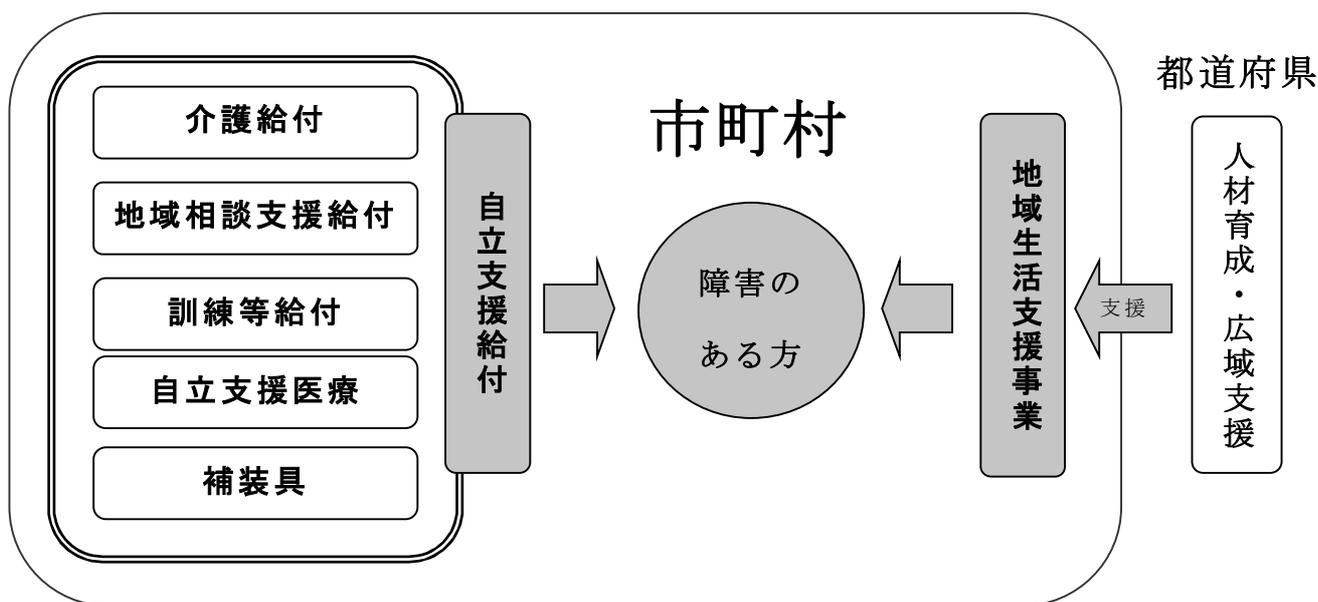
なお、これらの計画は「第9期様似町総合計画」を最上位計画、「第3期様似町地域福祉計画」を指針とし、「第4期様似町障がい者福祉計画」との整合性を図りながら推進するものです。

●障害者総合支援法第88条第1項 (参考)
市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

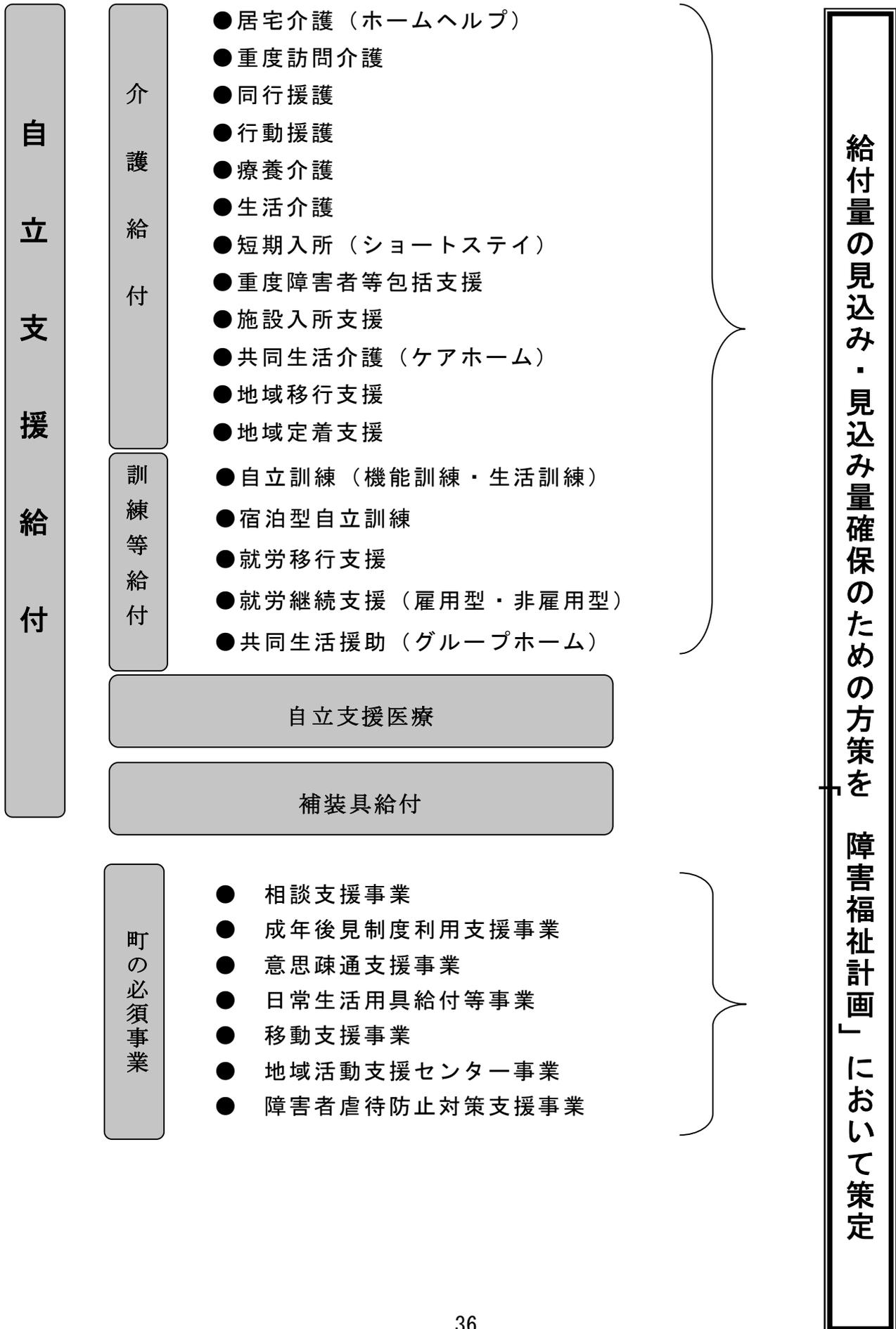
●児童福祉法第33条の20
市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

●障害者基本法第11条第3項
市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

「障害者総合支援法」福祉サービス構成図



○障害福祉サービスにおいて、計画を策定するサービスの範囲



4. 障害福祉サービスの内容

(1) 障がい福祉サービス

	サービス種別	サービス内容
訪問系	居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において、①入浴、排せつ及び食事等の介護、②調理、洗濯及び掃除等の家事、③生活等に関する相談、助言等を行います。
	重度訪問介護	常に介護を必要とする重度の肢体不自由、重度の知的・精神障がい者で行動障害がある方に対し、居宅における入浴、排せつ及び食事の介護等、外出時における移動支援など総合的な支援を行います。
	同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方に同行して、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護その他外出する際に必要な援助を行います。
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより自己判断能力が制限されている方が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出時における排せつ、食事の介護、移動中の支援等を行います。
	重度障害者等 包括支援	常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方や知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方等に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。
日中活動系	短期入所 (ショートステイ)	居宅で介護を行う方の疾病等の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等に対し、短期間、当該施設で入浴、排せつ及び食事の介護等を行います。
	療養介護	病院等での長期入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする方に、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護及び日常生活の世話をを行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。
	生活介護	常時介護を必要とする方に、日中、①入浴、排せつ及び食事等の介護、②調理、洗濯及び掃除等の家事、③生活等に関する相談、助言、④創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行います。
施設・居住系	施設入所支援	施設に入所する障がい者に対し、夜間や休日、①入浴、排せつ及び食事等の介護、②生活等に関する相談、助言等その他の必要な日常生活上の支援を行います。
	自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた障がい者等が地域で自立した生活を営めるよう、定期的な巡回訪問や必要な情報提供及び助言、相談、関係機関との連絡調整等を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	地域で自立した生活を営めるよう、夜間や休日、共同生活を行う住居において、入浴、排せつ及び食事等の介護その他日常生活上の援助、就労先や日中活動の場との連絡調整、日常的な相談を行います。

	サービス種別	サービス内容
訓練系・就労系	自立訓練 (機能訓練) (生活訓練)	身体障がい者や難病等対象者、知的障がい又は精神障がいに対し、地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等のため一定期間の訓練が必要な障がい者に対し、①居宅・事業所等での理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、②生活等に関する相談や助言等を行います。
	宿泊型自立訓練	自立訓練(生活訓練)の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方等に対し、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援を行います。
	就労移行支援	一般就労を希望し、適性に合った通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方に対し、①生産活動、職業体験の機会の提供、②就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、③求職活動の支援、④適性に応じた職場の開拓等の支援を行います。
	就労継続支援 (A型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する方に対し、就労・生産活動等の機会の提供や、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練等の支援を行います。
	就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち雇用契約に基づく就労が困難である方に対し、就労・生産活動等の機会の提供や、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練等の支援を行います。
	就労定着支援	就労移行支援や就労継続支援等を経て通常の事業所に移行した障がい者に対し、①企業、障がい福祉サービス事業者及び医療機関等との連絡調整、②雇用に伴い生じる日常生活・社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等を行います。
計画相談支援等	計画相談支援	障がい福祉サービスや地域相談支援の申請・変更申請に係る障がい者に対し、①サービス等利用計画案の作成や支給決定後のサービス事業者等との連絡調整、②利用状況等の検証、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨を行います。
	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者、精神科病院に入院している精神障がい者等に対し、住居の確保その他地域における生活に移行する活動に関する相談、地域移行にあたっての障がい福祉サービスの体験的な利用支援など必要な支援を行います。
	地域定着支援	地域生活を営む上で緊急時等の支援体制が見込まれる障がい者に対し、①常時連絡体制の確保、訪問等による状況把握、②障がいの特性に起因して生じた緊急事態における相談等の支援、③関係機関との連絡調整、一時的な滞在による支援を行います。

(2) 障がい児支援

	サービス種別	サービス内容
障害児通所系	児童発達支援	療育の観点から集団療育・個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の訓練又は医療的管理下での支援を要すると認められた障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与の他必要な支援、治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学している障がい児に対し、授業終了後又は休業日に児童発達支援センター等において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園等に通う専門的な支援が必要と認められた障がい児に対し、当該施設に訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度心身障がい等により、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスを受けるための外出が困難であると認められた障がい児に対し、居宅において日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練を行います。

(3) 地域生活支援事業

	サービス種別	サービス内容
必須事業	相談支援事業	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族等からの様々な相談に応じ、必要な情報の提供等を行うことや、権利擁護のために必要な援助を行います。
	成年後見制度利用支援事業	知的障がい又は精神障がいにより成年後見制度を利用することが有用であると認められた方に対し、申立費用や後見人等の報酬について助成することにより、成年後見制度の利用を支援します。
	意思疎通支援事業	聴覚、言語、音声機能、視覚、知的、発達、高次脳機能等の障がいや難病のため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対し、手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行います。
	日常生活用具給付等事業	重度障がい者等に対し、日常生活の便宜を図るために、障がいに応じて必要な日常生活用具を給付又は貸与、住宅改修の支援等を行います。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の支援を行います。
	地域活動支援センター事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行うため、在宅の障がい者等が通うための地域活動支援センターの整備を行います。

	サービス種別	サービス内容
任意事業	日中一時支援事業	日中活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行うとともに、日常的に介護している家族の一時的な休息時間を確保することにより、心身的負担を軽減します。

※その他、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業

(4) 自立支援医療

サービス種別	サービス内容
更生医療	身体上の障がいがあると認められ、確実な治療の効果が期待できる方（腎臓機能障害等）に対して提供される医療給付です。
育成医療	障がいをもつ児童で、その障がい除去、軽減する手術等の治療によって確実な治療の効果が期待できるもの（心臓機能障害等）に対して提供される医療給付です。
精神通院医療	精神障がいのため、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方で、現在の症状が改善していてもその状態を維持し、再発を予防するために通院を継続する必要がある方に提供されます。

(5) 補装具

義肢や車椅子等の購入に際し、基準額までの購入費や修理費を支給します。

5. 成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

施設に入所している障がいのある人が、グループホームや一般住宅等に移行し、地域生活を送られるようになることを目指し、令和8年度における成果目標を設定します。

■国の示す基本的な考え方

- ・令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行。
- ・令和8年度末時点の施設入所者を令和4年度末時点から5%以上削減。

	項目	数値	備考
成果目標	施設入所者数 (A)	20人	令和4年度末の施設入所者数
	目標年度入所者数 (B)	19人	令和8年度末の施設入所者数
	【目標値】 地域生活移行者数	2人 10%	(A)のうち、施設入所からグループホーム等へ地域移行する入所者数
	【目標値】 削減見込 (A - B)	1人 5%	入所者減少見込み数

(2) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、福祉、介護等、地域の包括的な支援・サービスを提供する地域包括ケアシステムの構築を目指すため、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置に関する目標を設定します。なお、成果目標については北海道の計画となるため本計画には記載しません。

	項目	数値	備考
目標	保健・医療福祉等の関係者による協議の場	設置	

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を地域の実情に応じて整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の機能の充実に向けて目標を設定します。

■国の示す基本的な考え方

- ・各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

	項目	数値	備考
成果目標	地域生活拠点の設置	設置	年1回以上の検証及び検討

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値及び就労定着支援事業を利用する者の目標値を設定します。

■国の示す基本的な考え方

- ・福祉施設から一般就労への移行について、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が、就労移行支援事業所の5割以上
- ・就労定着支援事業所の利用者数が令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上。

【様似町の基準値】

項目	数値	備考
福祉施設から一般就労への移行者	0人	令和4年度末において、福祉施設を退所し一般就労した者の数
就労移行支援事業の利用者数	0人	令和4年度末時点

【様似町の目標値】

項目	目標値	備考
目標年度の一般就労移行者数	1人	令和8年度末時点
	—	令和4年度の1.28倍以上
目標年度の就労移行支援事業利用者数	—	令和8年度末時点
	(事業所なし)	令和4年度末時点
就労移行支援事業所のうち、目標値を達成した事業所数	— (事業所なし)	一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数
就労定着支援事業利用終了後就労定着率7割以上となる事業所数	— (事業所なし)	全体のうち2割5分以上

(5) 障がい児支援の提供体制の整備

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援体制センターの設置目標を設定します。

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保を目標として設定します。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを目標として設定します。

■国の示す基本的な考え方

- ・各市町村又は圏域に1か所以上の児童発達支援センターの設置。
- ・全市町村において障害児の地域社会への参加・包容の推進体制の構築。
- ・重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に1か所以上確保する。

	項目	目標	備考
成果 目標	児童発達支援センターを1か所以上設置	1か所	町または圏域
	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保	設置	

(6) 相談支援体制の充実・強化

相談支援体制の充実・強化等を推進するための取組みとして、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を目標として設定します。

■国の基本的な考え方

- ・各市町村において、期幹相談支援センターを設置。
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善

	項目	数値	備考
成果 目標	基幹相談支援センターの設置	設置	
	地域サービス基盤の開発・改善	—	

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築
 障がい福祉サービス等の向上を図り、利用者が必要とするサービスを提供していくための体制を構築することを目標として設定します。

■ 国の基本的な考え方

・道および市町村において、障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組みに係る体制を構築することを基本とする。

	項目	目標	備考
成果 目標	研修への町職員の参加（※1）	1人／年	1年間で1人は研修に参加
	審査結果の分析共有（※2）	1回／年	

※1：道が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加

※2：障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、その結果を活用して事業所や関係自治体等共有する体制の検討

6. サービスの見込量及び確保のための方策

(1) 訪問系サービス

【第6期計画の実績と第7期計画の見込量】

サービス名	単位	実績値（第6期）			見込量（第7期）		
		R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
居宅介護	時間/月	34	35	40	60	60	60
	人/月	6	6	7	6	6	6
重度訪問介護	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
行動援護	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
重度障がい者 等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

※「時間/月」は1月あたりの延利用時間、「人/月」は1月あたりの延利用人数を表しています。以下、同様とします。

【第6期計画の実績】

- ・「居宅介護」について、令和2年度の「時間/月」は19時間であり、令和3年度から上昇傾向にあります。移送サービス事業の付添いに係る「通院等介助」のニーズ増が主な理由です。
- ・居宅介護以外については実績がなく、近隣にサービスを提供できる施設もない状況にあります。今後のニーズ把握と、それに伴うサービス提供の検討が課題です。

【見込量確保のための方策】

- ・「居宅介護」の見込量について、施設入所者の退所等による需要増は考えられますが、人口減少に伴う障がい者数の減少も顕著であり、総合的にみると利用者数は減少することが予想されます。
- ・必要なサービス量の確保については、町内事業所との連携を密に図るとともに、サービス従事者の人材不足を回避するため、事業所への支援を引き続き行っていきます。

(2) 日中活動系サービス（訓練系・就労系サービスを含む）

【第6期計画の実績と第7期計画の見込量】

サービス名	単位	実績値（第5期）			見込量（第6期）		
		R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
短期入所	人／月	1	1	1	2	2	2
	日／月	7	3	2	14	14	14
療養介護	人／月	1	1	1	1	1	1
生活介護	人／月	25	24	23	25	25	25
	日／月	569	529	529	575	575	575
自立訓練 (機能訓練)	人／月	0	0	0	1	1	1
	日／月	0	0	0	23	23	23
自立訓練 (生活訓練)	人／月	0	0	1	1	1	1
	日／月	0	0	23	23	23	23
宿泊型自立訓練	人／月	0	1	1	1	1	1
	日／月	0	23	23	23	23	23
就労移行支援	人／月	0	0	0	1	1	1
	日／月	0	0	0	23	23	23
就労継続支援 (A型)	人／月	0	0	1	1	1	1
	日／月	0	0	23	23	23	23
就労継続支援 (B型)	人／月	18	18	17	20	20	20
	日／月	372	374	376	460	460	460
就労定着支援	人／月	0	0	0	1	1	1

※「日／月」は1月あたりの延利用日数を表し、以下、同様とします。

【第6期計画の実績】

- ・「短期入所」について、令和2年度以降1名のみとなっています。
- ・「生活介護」について、多少の前後はあるものの例年横ばいとなっており、浦河町の施設入所者がその大半を占めています。
- ・令和4年度末に高校卒業者が3名おり、令和5年度の「自立訓練」、「就労継続支援」の利用に繋がっております。

【見込量確保のための方策】

- ・障がいのある方の自立に向け、生活介護、就労継続支援、就労移行支援及び就労定着支援の利用増が見込まれることから、サービス提供事業所や近隣町との連携により、サービス量の確保に努めます。

(3) 施設・居住系サービス

【第6期計画の実績と第7期計画の見込量】

サービス名	単位	実績値（第5期）			見込量（第6期）		
		R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
施設入所支援	人／月	20	20	20	20	20	20
自立生活援助	人／月	0	0	0	1	1	1
共同生活援助	人／月	18	15	14	16	16	16

【第6期計画の実績】

- ・「共同生活援助」について、令和3年度以降減少傾向にあります。

【見込量確保のための方策】

- ・「共同生活援助」について、施設入所者等の地域生活への移行を促進するためにも、今後一層の需要が見込まれます。町内に利用できる事業所はないため、必要とする人がサービスを受けられるよう、町外の事業所の情報確認に努めサービス調整をしていきます。

(4) 計画相談支援等

【第6期計画の実績と第7期計画の見込量】

サービス名	単位	実績値（第5期）			見込量（第6期）		
		R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
計画相談支援	実人数	71	59	52	55	55	55
地域移行支援	人／月	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人／月	0	0	0	1	1	1

【第6期計画の実績】

- ・「計画相談支援」について、徐々に減少傾向にあります。
- ・「地域移行支援」について、令和元年度以降の実績はありません。

【見込量確保のための方策】

- ・必要な人がいつでも支援を受けられるよう、サービスの内容の啓発に努めるとともに、相談支援の中核となっている「ういず」との連携を維持し、引き続きサービス提供に努めます。

(5) 障がい児支援

【第6期計画の実績と第7期計画の見込量】

サービス名	単位	実績値（第5期）			見込量（第6期）		
		R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
児童発達支援	人／月	6	6	6	7	7	7
	日／月	10	19	25	35	35	35
医療型 児童発達支援	人／月	0	0	0	0	0	0
	日／月	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	人／月	13	12	11	14	14	14
	日／月	58	47	48	70	70	70
保育所等 訪問支援	人／月	0	0	0	0	0	0
	日／月	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	人／月	0	0	0	0	0	0
	日／月	0	0	0	0	0	0

【第6期計画の実績】

- ・「放課後等デイサービス」について、対象者の高校卒業等により、実利用者数が減少傾向にあります。

【見込量確保のための方策】

- ・令和3年度より、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」の主な実施先である「はまなす学園」が浦河町内の民間企業である「からし種」に機能を移管することとなり、「はまなす学園」の施設は以降「ぶどうの木」として、「からし種」が運営し、児童発達支援を行うこととなりました。
- ・また、同じく令和3年度に浦河町の「フレンド幼稚園」が「うらここ」を新規で開設し、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」を実施することとなり、「ぶどうの木」とはそれぞれ異なる校風のもと、利用者が事業所を選択できるようになりました。
- ・「からし種」、「うらここ」につきまして、言語聴覚士等の専門員の派遣に係る費用を東部3町で助成し、療育体制支援を今後も行っていく方針です。

(6) 地域生活支援事業

①相談支援事業

区 分	単 位	R3	R4	R5	R6	R7	R8
		実績値	実績値	見込	見込量	見込量	見込量
障害者相談支援事業	実施箇所数	2	2	2	2	2	2

本町では、平成24年2月より「障がい者相談支援事業所ういず」への業務委託を開始し、障がい者の生活全般に関わる相談、障がい者福祉サービスを含む社会資源に関する情報の提供及び連絡調整等を実施できるようになりました。加えて、365日24時間体制で相談受付を行っているほか、窓口相談、電話相談、巡回相談及び訪問相談など個々の希望に沿った方法での相談が可能となっています。

また、町も直轄の事業所として引き続き相談支援事業を実施するものとし、職員の資質向上を図るなかで、「ういず」と連携し相談支援事業を推進していきます。

②成年後見制度利用支援事業

区 分	単 位	R3	R4	R5	R6	R7	R8
		実績値	実績値	見込	見込量	見込量	見込量
成年後見制度利用支援事業	利用者数	0	0	0	1	1	1

成年後見制度利用支援事業については、平成27年4月1日から「様似町成年後見制度利用支援事業実施要綱」を施行し、知的障がいや精神障がいをもつ方の権利擁護を図ってきましたが、施行から現在に至るまで事業利用者はなしとなっています。

今後も引き続き各関係機関と連携を図り、利用支援を必要とする障がい者の把握に努めるほか、制度の普及啓発を行います。

③意思疎通支援事業

区 分	単 位	R3	R4	R5	R6	R7	R8
		実績値	実績値	見込	見込量	見込量	見込量
手話通訳者派遣事業	利用者数	1	0	0	1	1	1

本町では、「公益社団法人北海道ろうあ連盟」に事業を委託しており、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等のニーズを把握し、必要なサービス提供ができるよう努めます。

④日常生活用具給付等事業

区 分	単 位	R3	R4	R5	R6	R7	R8
		実績値	実績値	見込	見込量	見込量	見込量
介護・訓練支援用具	件数	1	1	1	2	2	2
自立生活支援用具	件数	0	1	0	2	2	2
在宅療養等支援用具	件数	0	0	1	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件数	0	0	0	1	1	1
排泄管理支援用具	件数	94	114	120	120	120	120
居宅生活動作補助用具	件数	0	0	0	1	1	1

それぞれの障がいの特性により必要な日常生活用具の給付等を引き続き行うとともに、国や県、近隣町の動向を把握し、障がいのある人のニーズの把握に努めます。

⑤移動支援事業

区 分	単 位	R3	R4	R5	R6	R7	R8
		実績値	実績値	見込	見込量	見込量	見込量
移 動 支 援 事 業	人／年	1	1	0	1	1	1
	時間／年	31	77	0	12	12	12

障がいのある人の社会参加促進や、障がいのある児童の自立等に向け、支援の充実に努めます。

⑥地域活動支援センター事業

区 分	単 位	R3	R4	R5	R6	R7	R8
		実績値	実績値	見込	見込量	見込量	見込量
地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー 事 業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	0	0	0	3	3	3

障がいの種別やニーズに対応する中で、創作活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等の便宜を図るため、事業の実施について「社会福祉法人わらしべ会」に委託しており、利用者のニーズ把握に努めながら引き続き継続していきます。

⑦ 日中一時支援事業（任意事業）

区 分	単 位	R3	R4	R5	R6	R7	R8
		実績値	実績値	見込	見込量	見込量	見込量
日中一時支援事業	利用者数	1	1	0	1	1	1

本町では、家庭において一時的に介護を受けることができない障がい者（児）に対して、日中活動の場を提供するため、「社会福祉法人わらしべ会」、「社会福祉法人静内ペテカリ」に事業を委託して実施しています。利用者のニーズや事業者の利用実態把握に努め、状況に応じた事業の実施ができるよう取り進めていきます。

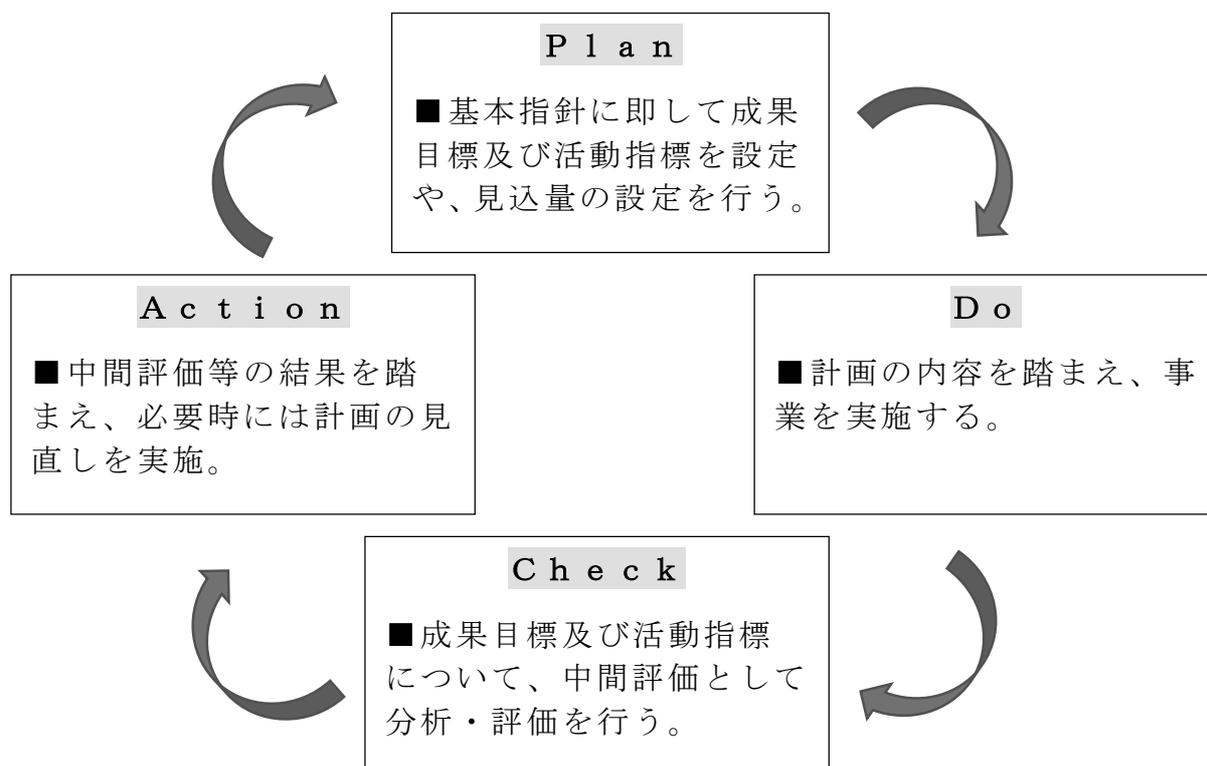
7. 計画の評価

(1) P D C Aサイクルの必要性

平成25年4月に施行された障害者総合支援法においては、障がい福祉計画に定める事項について、定期的に調査を行い、必要と認めるときは、計画を変更することや、その他必要な措置を講じること、とされており、必要な措置の具体例として、P D C Aサイクルが示されています。

(2) 計画におけるP D C Aサイクル

「P D C Aサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（P l a n）」「実行（D o）」「評価（C h e c k）」「対策・改善（A c t i o n）」のプロセスを順に実施していくものです。



【資料1】障がい福祉サービス事業所等一覧表

(令和5年3月末現在)

○障がい福祉サービス

居宅介護	
さまにホームヘルプサービス事業所	様子町大通2丁目98番地
短期入所	
社会福祉法人浦河向陽会 障がい者支援施設浦河向陽園	浦河町字絵笛426番地の1
社会福祉法人わらしべ会 浦河わらしべ園短期入所事業所	浦河町西舎124番地の1
生活介護	
社会福祉法人浦河向陽会 障がい者支援施設浦河向陽園	浦河町字絵笛426番地の1
社会福祉法人わらしべ会 障がい者支援施設浦河わらしべ園	浦河町西舎124番地の1
社会福祉法人浦河べてるの家 べてる就労サポートセンター ベテスタ	浦河町築地3丁目5番地の21
社会福祉法人浦河べてるの家 べてる就労サポートセンター ミナ	浦河町築地2丁目17番地の13
社会福祉法人静内ペテカリ 静内ペテカリの園	新ひだか町静内目名426番1号
社会福祉法人静内ペテカリ 静内桜風園	新ひだか町静内田原612番1号
施設入所支援	
社会福祉法人浦河向陽会 障がい者支援施設浦河向陽園	浦河町字絵笛426番地の1
社会福祉法人わらしべ会 障がい者支援施設浦河わらしべ園	浦河町西舎124番地の1
社会福祉法人静内ペテカリ 静内桜風園	新ひだか町静内田原612番1号
就労移行支援	
社会福祉法人浦河向陽会 青空	浦河町向が丘西2丁目568番地
特定非営利活動法人木の実福祉会 ワークショップ陽だまり	新ひだか町静内吉野町2丁目3番1号
就労継続支援（A型）	
株式会社 あしたば	新ひだか町三石東蓬萊10番5号
就労継続支援（B型）	
社会福祉法人浦河向陽会 青空	浦河町向が丘西2丁目568番地の66
社会福祉法人浦河向陽会 障がい者支援施設浦河向陽園	浦河町字絵笛426番地の1
社会福祉法人浦河べてるの家 べてる就労サポートセンター ベテスタ	浦河町築地3丁目5番地の21
社会福祉法人浦河べてるの家 べてる就労サポートセンター ノア	浦河町向が丘東2丁目576番地の4
有限会社アクティブサポート ecoネット	新ひだか町静内青柳町1丁目12番16号
有限会社アクティブサポート ecoネット浦河	浦河町大通5丁目84番地の2
有限会社アクティブサポート ライフサポート	新ひだか町静内青柳町1丁目2番18号
特定非営利活動法人コミュニティハウスしずない	新ひだか町静内高砂町3丁目5番20号
社会福祉法人静内ペテカリ 就労サポートセンター ちあふる	新ひだか町静内御幸町6丁目3番70号
特定非営利活動法人木の実福祉会 ワークセンターみのり	新ひだか町静内古川町2丁目2番14号

共同生活援助	
社会福祉法人浦河向陽会 えふえ荘	浦河町字絵笛 428 番地の 37
医療法人薪水 グループホームすみれハウス	浦河町東町かしわ 2 丁目 4 番地の 38
社会福祉法人浦河べてるの家 べてる生活サポートセンター	浦河町築地 3 丁目 5 番地の 21
社会福祉法人静内ペテカリ 静内ペテカリ生活支援センター	新ひだか町静内こうせい町 2 丁目 8 番 27 号
児童発達支援	
医療法人社団同行会 ぶどうの木	浦河町堺町東 1 丁目 12 番 10 号
学校法人フレンド恵学園 こどもの森うらここ	浦河町東町ちのみ 4 丁目 176 番地の 5
放課後等デイサービス	
医療法人社団同行会 からし種	浦河町東町ちのみ 3 丁目 2 番地の 34
医療法人社団同行会 ぶどうの木	浦河町堺町東 1 丁目 12 番 10 号
学校法人フレンド恵学園 こどもの森うらここ	浦河町東町ちのみ 4 丁目 176 番地の 5

○地域生活支援事業

相談支援事業	
役場保健福祉課 福祉推進係	様似町大通 2 丁目 98 番地
社会福祉法人浦河向陽会 障害者相談支援事業所 ういず	浦河町大通 5 丁目 9 番地
意思疎通支援事業	
公益社団法人北海道ろうあ連盟	札幌市中央区北 2 条西 7 丁目
地域活動支援センター事業	
社会福祉法人わらしべ会 障がい者支援施設浦河わらしべ園	浦河町西舎 124 番地の 1
日常生活用具給付等事業	
各指定事業所	—
移動支援事業	
社会福祉法人様似町社会福祉協議会	様似町大通 2 丁目 98 番地
その他町外事業所	—
日中一時支援事業	
社会福祉法人わらしべ会 障がい者支援施設浦河わらしべ園	浦河町西舎 124 番地の 1
社会福祉法人静内ペテカリ こどもサポートふれっぷ	新ひだか町静内木場町 2 丁目 2 番 26 号

【資料2】

様似町障がい者計画、様似町障がい福祉計画及び
障がい児福祉計画策定委員名簿

氏 名	所属	備考
前 春 雄	学識経験者	委員長
萱 森 尚 輝	障がい者相談支援事業所 ういず	副委員長
三 上 和 志	様似町身体障害者福祉協会 会長	委員
長 森 美 樹	様似町社会福祉協議会 (ホームヘルパー事業所)	委員
櫻 庭 浩 美	様似町教育委員	委員
伊 藤 結 子	様似町保健衛生推進委員	委員
佐々木 正	様似町民生委員協議会 会長	委員
九 里 隆 広	特別養護老人ホーム 様似ソビラ荘	委員

第4期様似町障害がい者計画

第7期様似町障害がい福祉計画

第3期様似町障害がい児福祉計画

発行年月日

令和6年3月

編集・発行

様似町保健福祉課（保健福祉センター内）